

～新たなサービスとして「テイクアウト」「宅配」「移動販売」を始める方への支援策～
業態転換支援（新型コロナウイルス感染症緊急対策）

申請受付期間・助成対象期間を延長します

都内飲食事業者を対象とした【業態転換支援（新型コロナウイルス感染症緊急対策）】について、申請受付期間及び助成対象期間を延長することとしましたので、お知らせします。

変更点

●申請受付期間

〔変更前〕 【第15回(最終)】 令和2年11月17日(火)～令和2年11月25日(水)

〔変更後〕 **【第16回(最終)】 令和2年11月26日(木)～令和2年12月28日(月)【必着】**

※受付回数を1回増とし、最終受付日を令和2年12月28日に延長しました。

●助成対象期間

〔変更前〕 交付決定日から令和3年1月31日(日)まで

〔変更後〕 交付決定日から**令和3年2月15日(月)まで**

助成金の概要

(1) 助成対象： 東京都内で飲食業を営む中小企業者（個人事業主含む。）

(2) 助成内容： 新たにテイクアウト、宅配、移動販売を開始する際の初期経費等

- ・ 主な助成対象経費： ①販売促進費（印刷物制作費、PR映像制作費、広告掲載費 等）
②車両費（宅配用バイクリース料、台車 等）
③器具備品費（WiFi 導入費、タブレット端末、梱包・包装資材 等）
④その他（宅配代行サービスに係る初期登録料、月額使用料、配送手数料 等）

・ 助成限度額： 100万円

・ 助成率： 助成対象経費の5分の4以内

・ 助成対象期間： 交付決定日から令和3年2月15日(月)まで（ただし、着手日から最長3カ月間）

※令和2年4月1日以降で交付決定前に着手した経費も実施の確認ができれば対象とすることができます。

(3) 最終受付期間：【第16回】 令和2年11月26日(木)～令和2年12月28日(月)【必着】

※現在、【第13回】(令和2年10月20日(火)～令和2年11月2日(月))の申請受付中です。

以降の受付期間は、東京都中小企業振興公社HPに掲載されている募集要項でご確認ください。

(4) 申請方法： ①東京都中小企業振興公社HPから募集要項、申請書をダウンロード
詳細は公社HP「業態転換支援事業」掲載の募集要項をご覧ください
(<https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/josei/jigyo/conversion.html>)



②募集要項をご覧いただき、申請書を作成

③申請書及び添付書類を記録が残る簡易書留等の方法により公社宛に送付

<送付先> 〒101-0024

東京都千代田区神田和泉町 1-13 住友商事神田和泉町ビル 9階

公益財団法人東京都中小企業振興公社 経営戦略課 業態転換担当

【問い合わせ先】

(助成金の申請に関すること)

公益財団法人東京都中小企業振興公社 経営戦略課 業態転換担当

TEL 03-5822-7232

(事業全般に関すること)

産業労働局商工部経営支援課

TEL 03-5320-4791